第１章 なぜ消費者法を学ぶ必要があるのか?

チャレンジ（解答付き）

（1）消費者法について学ぶ意義はどこにあるのだろうか。学生としての自分、そして社会人としての自分にとってどのようにかかわってくる領域なのかをまとめてみよう。

【解答】

消費者法は、単独の法律ではなく、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法、製造物責任法、消費者契約法など、消費者を保護するための複数の法令の総体である。その目的は、情報や交渉力の面で事業者に比べて不利な立場にある消費者を守ることにある。学生はもちろんのこと、社会人として働いている人も、私生活では「消費者」であり、消費者法によって守られている。また、社会人として働いている人にとっては、消費者法は、その仕事において守るべきルールを定めるものとなり、その知識が欠かせない。

学生は、ネット通販や SNS 広告などを通じて契約を結ぶ機会が多く、詐欺的な勧誘や不当表示に巻き込まれるリスクがある。消費者法を理解することで、契約の仕組みやクーリングオフ制度などを知り、トラブルを未然に防ぐ力を身につけられる。

社会人になると、住宅や保険、金融商品など高額かつ複雑な契約を結ぶ場面が増える。消費者法の知識は、自分を守るだけでなく、企業側に立つ場合にも法令遵守やコンプライアンス対応に不可欠である。

また、消費者教育の重要性を理解し、社会全体で健全な取引環境を築く役割を担うことにもつながる。

（2） 消費者法は、多様な消費者のニーズに応えられているのか、身近な人たちのことを思い浮かべながら考えてみよう。

【解答】

大学で講義をする時、教員は、「平均的な学生」を念頭に置いて講義の準備をし、これを行うことが多い。これと同じように、消費者法は、「平均的な消費者」を前提に設計されている。しかし、実際には高齢者、障害者、若年層など、平均的な消費者よりも強い保護を必要とする、いわゆる「脆弱な消費者」も存在する。

高齢者は、訪問販売や電話勧誘などで被害を受けやすく、若者は、SNS 広告やサブスク契約でトラブルなどに巻き込まれやすい。

消費者法の法制度は、特定商取引法や消費者契約法で一定の保護を提供しているが、それ

はあくまでもいわば基本的な保護であり、必ずしも消費者の多様性を念頭に置いた制度設計とはなっていない。多様な消費者のニーズに応えるべく、さらなる改善が必要といえる。

サイトリンク集

〔関連法令〕

● 不当景品類及び不当表示防止法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/337AC0000000134

● 特定商取引に関する法律

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/351AC0000000057

● 製造物責任法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/406AC0000000085

● 消費者契約法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC0000000061

● 消費者教育の推進に関する法律

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/424AC0100000061

〔その他関連サイト〕

● 消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書

→ https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2025/houkoku/202507_para_houkoku.html